

ハンザ同盟の成立

増田 四郎

中世紀の後半から近世初頭にかけて、北は露西亞のノヴゴロド、諾威のベルゲンより、南は佛蘭西の西海岸、否遠く葡萄牙のリスボンに及ぶ海岸線と、殆んど歐羅巴大陸の北半面を占める廣大な領野とを自らの活動場裡におさめ、特に北海及びバルチック海の制海權を完全に掌握して潑瀾たる商業活動を營み、所謂近代國家を背景とする商業形態出現までの、意義深き橋渡しを擔當した北獨逸諸都市の同盟、獨逸ハンザ (Die Deutsche Hanse) の史的考察は、南歐伊太利都市の多彩にも華やかなる領邦的商業政策の展開と共に、中世より近世への經濟史的推移を示唆する吾々への興味ある課題である。およそ歴史的事象の多くは、その成立と衰微の兩過程に於て、それ自らの顯著な特色を表はすといはれる。もしこのこととして一應許されるならば、吾々關心の中心である獨逸ハンザは、その成立の

過程に於て、果して如何なる特色を示したであらうか。それが中世後期の經濟社會を直接の背景として生れいたものであり、しかも獨逸商人と獨逸都市によつて形成されたものであることを考慮する限り、吾々はそこからいはゞ時代性と國民性とを結合したハンザ自體の特質を探らなければならぬであらう。十四・五世紀ハンザ全盛期に見るめまぐるしき政治的折衝の變遷、同盟の構造、海運政策、商業組織、取扱商品等々、ハンザ本來の主要問題の考證は、姑らくかのデーネルのすぐれた研究⁽¹⁾にゆづり、單に生成過程を通じて觀た獨逸ハンザの一特色を、概ね叙上の如き意圖のもとに描き出さうとするのが本稿の目的である。

さて、獨逸ハンザは如何にして成立乃至は形成されたか。この問題の取扱ひ方については、大體次の如き通説が行はれてゐる。それによれば、まづ獨逸ハンザは、(一)外國又は外地に於ける獨逸商人の移住・結合によつて、その基礎的萌芽を醸成し、次いで(二)本國獨逸に於ける諸都市連繫の氣運を見るや、この兩要素が相互不可分の關係に合流することによつて、こゝにはじめて都市同盟(Städtehanse)としての「獨逸ハンザ」の成立が齎らされたといふのである。⁽²⁾この考へ方は、獨逸ハンザが、かのライン都市同盟やシュワールベン都市同盟等とは全然その趣を異にし、一定の政治經濟的目的達成のために一時的に結成されたが如きものではなく、複雑極まる諸要素の協合と諸事情の影響下に、永き歴史的過程を經て、漸次に發展形成された彼の民族の文化史的・社會史的産物であつたことを想ふ

限り、何人も容易に首肯し得るところであらう。

併し乍ら、これはどこまでも、單に問題の取扱ひ方乃至は所在を暗示するに止まるものであつて、未だ具體的内容の解明に觸れた通説ではない。されば、從來多くの専門史家によつてものされたハンザ成立に關する幾多の研究・勞作は、殆んど例外なくこの觀點と埒内に於て行はれながら、しかも個別的史實の探求とその評價、事象全體の根柢に流れる史的意味の把握等々に至つては、未だ決して論議の合致、論争の終結を告げてはゐない。殊に最近、北歐ゲルマン民族圈に對する中世史學界の銳利なる探索は、この問題に關しても、更に何等かの新しき光を投げかけんとする情勢にある。^(四)

事實、卒直な史眼に懇へ、殘された根本史料を介して、中世紀に於ける北歐商業展開の跡を辿りゆく時、吾々は獨逸商人による外地への移住・通商、商人仲間の結成等々についての、相當古き史實の存在に接することが出来る。^(五) これら諸史實のうち、果して如何なる結合、いづこへの定住が、その後に於けるハンザ成立の本質的な基因として働き、世に「Hansa Theutonica」乃至はこれに類似せる名稱もて呼ばれる起源をなし得たのであらうか。また本國都市の同盟とはいふものゝ、十三世紀以降に見る獨逸の諸都市は、時宜に應じて屢々條約・協商・同盟を締結した。そのいづれの同盟結合を以て、「都市同盟」(Stadtbund)としてのハンザ成立の起源なりと見做すべきであらうか。或ひはまた、外地に於ける商人の團體構成が、如何なる過程を經、如何なる契機を得て、都市同盟結成の氣運

と合流し得たのであらうか。數限りなく提出されゆく吾々の疑問は、同時にまた諸家の論說・主張の相分れる所以でもある。

かくて吾々に與へられた當面の課題は、かうした諸問題をめぐる先輩諸家の研鑽成果を顧みつゝ、しかもその中から吾々自身の問題を見つけ出し、一方ではそれを中心に史的探索の糸を史料に即して辿りゆくと共に、他方では個々諸現象の内的意味を、全體として觀たハンザ成立の問題との關聯に於て統合し、把握することではなければならぬ。

附註

(一)「ハンザ」なる語の言語學的意義及び起源については、多くの論議がつけられた。併し少くとも十二・三世紀の史料に表はれる限り、それは、(イ)商人の仲間 (societas) 及び同盟一般、(ロ)商人仲間に附屬せる權利及び商業特權の全體、(ハ)かゝる團體の構成員たるために支拂ふ税、又は廣義には商業關係の諸税一般を意味した。従つて屢々行はれる『ハンザ同盟』なる名稱は、いはゞ同義語を二重に結ぶるものである。十二・三世紀の頃には、所謂『ハンザ同盟』の外に、尙多くの「ハンザ」が存した。『ケルン・ハンザ』、『フランドルン都市ハンザ』等がそれである。たゞそれらの中、リューベックを盟主としたウェンデン諸市を中核とする「ハンザ」が、特に擴大發展したため、それが「ハンザ」の名稱を獨占する結果となつたに過ぎない。それ故この「ハンザ」は、より正しくは、古くよりの呼稱『獨逸ハンサ』(Hansa Theutonice) と呼ばるべきである。「ハンサ」なる語の意義については、先づ Paul Feit: *Alte und neue Deutungen des Wortes hansa* (Hans. Gbll. Jg. 1907, S. 276—289) を見よ。

(11) E. Drenell: *Die Blütezeit der deutschen Hanse*, 2 Bde. Berlin 1905 u. 1906.

- (三) この考へ方は、一八七〇年 Karl Koppmann が『Hanserecesse』第一卷に附した序文に最もよく表れてゐる。
- (四) スカンヂナヴィアの諸史料、殊に「ルーネン金石文」等を採用した Alex. Bugge の研究の如きはその好例である。
- (五) 拙稿「中世北歐商業の展開」(『社會經濟史學』第七卷第六・七號所收) 參照。

二

『航海こそ吾等に必要なれど、^{いふ}生命は吾等に必要ならず』(“Navigare necesse est, vivere non est necesse!”) といふ誇らかな標語に示された進取的精神、“Hansestädte Sieben und Siebzig!” の俗諺に表はされた豪華な同盟の規模、かうした獨逸ハンザの機構は、既に前述せる如く、決して一朝にして成らず、永き歴史的素地を前提とした。さればハンザをいはゞ一つの文明史的所産と觀する限り、吾々は獨逸人による外地への通商が、記録史料の上比較的確實且つ持續的に立證され始める十世紀の末葉より、ハンザ黄金時代の幕が切つて落される十四世紀後半までの、ほぼ四世紀間を、まづ考察の時間的限界として取上げなければならぬ。

かくてハンザ成立の問題解明を主眼とし、他方當時に於ける獨逸社會經濟の動向を考慮しながら、この四世紀間の時代分けを試みるならば、大略次の三期を劃することが出来る。^(六)

第一期 十世紀末より十二世紀初頭まで。

ハンザ同盟の成立

第二期 十二世紀初頭よりほゞ一二三〇年代まで。

第三期 一二三〇年代より十四世紀の後半まで。

想ふに第一期は、未だ直接且つ本質的に都市的背景を持たざる獨逸民族が、單に商人 (*mercatores*, *negotiores*) として、時の國際市場たるロンドン、シニレスウィツヒ、ヨムスブルグ、ウイスビー、ビルカ等へ移住・通商を敢行し、外地ハンザ成立に對する實質的基礎の萌芽を育生した時代であり、第二期は、内にあつては市民階級の擡頭による都市の政治的基礎が漸次確立せられ、隨所に新しき都市建設の風潮を見ると共に、商を營みとする階級は、所謂「商人より市民 (*cives*, *Bürger*) へ」移行する趨勢を示し、對外貿易は、新たに『都市』なる政治經濟的主體を背景とする市民によつて、活潑な競争を展開しつつも、しかも次に來るべき一大飛躍への原動力を蓄積した時代に當る。そして第三期は、外邦各地に活躍する獨逸商人の諸團體と、本國都市に蠢めく同盟への氣運とが、不即不離の關係に律せられ、ひとたび事あるに及んでは、適宜兩者を打つて一丸とせる渾然たる活動體、『獨逸ハンザ』を結成せんための、絶えざる精進鍊磨が續けられた時代であり、その主流をなしたのは、前期に次いで漸く自治的法制を整備し來つた都市相互間の政治的折衝と、國內領主、否時には外國主權とさへ拮抗するに至つた、諸都市による商權擁護の聯合的對外經濟政策の遂行であつた。

ちて敍上の歴史的變遷を背景に Kopmann, Schäfer, Daenell, Bugge, Vogel, Kiesselbach, Stein,

Paris 等々すぐれたハンザ研究史家の所論を顧みつゝ、主として問題本位にハンザ成立の素描を企てんと努める時、ほど前掲三時代に對應した次の如き三つの問題が、夫々固有の姿をとつて吾々の脳裡に浮び上るであらう。

その第一は、外地への通商・移住を支へた初期に見る商人活動の構造である。船員と商人を兼ねた二三十人の協力を單位とする幼稚な航海技術、海賊の襲來に對する絶えざる脅威、外地市場に於ける不完全な販賣組織、ノルマン民族跳梁の後をうけ、自らの力もて北歐開發に乘出した獨逸民族が、その持續的なる交易の端緒をひらいた頃は、概ねかうした事情の下から出發したと考へられる。されば大洋をゆく航海の危険は、彼等をして共通の不安の前に誓約する *Briderschaft* の意識を強めしめ、航行途次に遭ふ朋友の死は、外地に於ける獨逸人教堂の建造を齎し、また商品賣捌のための滞留の必要は、恒常的な仲間の秩序を生み出した。殊に『外邦人』(*Gast*)てふ一種特異な感情に取圍まれ、法的地位の特殊待遇を味つた彼等獨逸人が、持つて生れた團體構成の特質を發揮して各處に商人ギルドを結成し、個々ギルドの特權・個性を保持尊重すると同時に、漠然ながらも「獨逸商人」たる國民的共同意識を感じて、異郷に於ける多難な活動の足場としたであらうことは、想像に難くない。

事實、かの有名な *Aethelred* 王時代ロンドン市法に見える "*Homines imperatoris*" の句、又は十二世紀中葉より屢々現はれるケルン商人の *Gildhalle*、皇帝ロタール乃至はハインリッヒ獅子王の文書

(一一六三)に見えるウイスビー在住獨逸人仲間の嚴存、十一世紀以降諾威斷片資料に散見する *Vik ken am Kristianafjord* 並びに *ヘルゲン* への移住、十二世紀後半 *St. Petershof* を中心とする *ノヴゴロド* 獨逸人仲間の結成等々の史實は、皆等しく前述せる如き小ギルドが、外地にあつて漸次統合整備の體制に入りゆく有力なる證左ではなからうか。バルチック海・北海の各地に、點々要所を縫つて芽生へ初めたかうした商人ギルドの結成は、やがて外地の政治經濟的諸事情を反映し、次期に及んで、益々複雑ではあるが、しかも或る「全體」(*Gesamtheit*) への方向に沿つた興味ある發展過程を現出する。

従つて吾々は第二の課題として、これら商人仲間を統合した所謂「外地ハンザ」が、ほど成立するに至るまでの多彩な展開の姿を、極めて簡單ながらあとづけなければならぬ。

想ふに外地に發生した數多き獨逸商人仲間の中、ハンザ成立史上最も重大な役割を演じたと觀るべきは、北海方面ではロンドンであり、バルチック海方面ではウイスビーのそれである。この兩者の外は、かの十三世紀に入つて始まるフランドルンへの積極的進出を除いては、概ね從屬的な意義を主張したに過ぎない。例せば、ノヴゴロドへの移住は早くより組織ある構成を示したが、併しそれはいはばウイスビー獨逸人仲間の活躍が齎した二次的な所産であり、諾威への進出は、彼の地の嚴格なギルド禁止政策に遭つて、永くその自由な發展を阻まれ、またシヨーネン、リヴランド等への持續的なる通商は、十三世紀に入り漸く都市的勢力を直接の背景として行はれたものであつた。されば吾々當面

の考察は、取分けロンドン、ウイスビーの兩地に向けらるべきこととならう。

ロンドン、ゴトランド(ウイスビー)の兩地が、遠く羅馬時代より知られた名高い商業地であつたことは、今更申述べるまでもない。獨逸人による交易の足跡も、いち早くこの兩地に表れたが、そのギルド發展の様相は夫々出先地に於ける政治的權力の強弱、經濟的水準の高低、乃至は地理的環境の相違等に應じて、各々異つた趣を展開した。⁽⁵⁾

先づ移住形態について見るに、ロンドンへは終始通商本位の單なる商業移住にとどまつたのに反し、ウイスビーへは大規模な植民的進出が、通商的滯留と併行して行はれた。換言せば、前者は商館(Kontor, Stahnhof)を中心とする交易團體であつたに對し、後者の場合は、一方急激に彼等自身の植民都市(Stadtgemeinde Wisbys)を建設して一定の法制を構成すると共に、それと並んでゴトランドを訪れる本國商人仲間の統合體“Universitas communitum mercatorum”を形成した。

次に彼等が受けた法の適用より考へれば、ロンドンでは既に十一世紀の初めより屬地主義が行はれ、原則として「吾等(ロンドン市民)と同様の特權」を享受したに反し、ウイスビーの獨逸人には昔乍らの屬地主義が適用された。従つて彼等は、一方では獨逸固有の法と慣習に基く總仲間をつくると同時に、他方ではVogt及びRat制を團體機關とする固有都市法を所有した。都市團體としてのウイスビーの發展は、やがて十三世紀の初頭リガ市建設に決定的な影響を與へ(“jus Gotorum”の採用)、

Case)としての商人仲間の活動は、ノヴゴロド仲間の成立を齎した。そして十三世紀の後半、終に獨逸人・ゴート人による兩市區合體の法制下に立つ『都市ウイスビー』の完成を見たが、それは同時にこの町が新興リューベックに對し、次期バルチック海の覇權を讓る直前の姿であつたといへよう。

更にまたギルド的活動自體について比較するに、ロンドンでは本國都市の實勢力を根基とするギルド分立の傾向が強かつたに反し、ウイスビーでは一般に「總體としての獨逸人仲間」てふ意識が強く、所謂『外地ハンザ』乃至は“Vorhansa”と呼ばれるに相應しき形態が、比較的早くに成立した。このことはいはゞ兩者の地理的事情に基因するところ大であり、大陸に近く南北兩文化交錯の渦中にあるロンドンと、北の方洋上遙かなるウイスビーとは、個々ギルドのメンバーが團體構成に對して抱く心理的なるものに、自らかうした差違が生じたであらうことを忘れてはならぬ。即ちロンドンではケルン・ハンザが最初より壓倒的優位を占め、時代の経過と共にウエストフリア諸市を糾合して、益々その獨占性を固めて行つた。十二世紀の後半以降、本國都市の勃興に伴ひ、ハンブルグ、ブレーメン、ブラウンシュウィク等の諸市は、各々ギルド乃至はハンザを形成してロンドン市場に進出したが、何れもケルンの地位を脅かすまでには至らなかつた。

然るに十三世紀の三十年代に至るや、前世紀の後半以來バルチック海南隅に刮目すべき進展を示した『帝國自由都市』リューベックは、ウエンデン諸市を帥ひて果然北海に延び來り、皇帝フリードリ

ツヒ二世の特權を振かざして、ケルン・ハンザの牙城に商業的挑戰の火蓋を切つた。舊き地盤を死守するケルンと、新しき制覇をめざすリューベックとの激しき競争は、一進一退數十年の永き拮抗を経て、遂に後者による綜合的捲收の成果を招來せしめた。ケルン・ハンザの會所たりし「Gildhalla Coloniensium」は、やがて一二六〇年に至れば、時の文書に『獨逸人會所』と稱せられ、一二八二年の對ロンドン市協定文書に至つて、明かに「Hanse Alemanniens」なる形態に變ぜられた。この間史料の不足は諸種ハンザ合併過程の解明に暗影を投じてゐるが、兎に角十三世紀末に「一般的ハンザ」が達成せられたことだけは認めなければならぬ。かくてウイスビーに於て自然の成行として達成せられた『外地ハンザ』の統合は、ロンドンでは都市勢力の絶えざる闘争の結果として實現せられたわけである。

以上の如くして、十三世紀末北海・バルチック海兩沿岸の要地は、構造としては未だ抽象的であるが、活動精神としては時處に應じて極めて具體的な、「全體としての獨逸ハンザ意識」に目覺めた獨逸商人仲間の潑刺たる商業交易網に結合せられた。そしてこの兩海を結ぶに最も相應しき地理的優位を占めたものは、後にハンザの輝やかしき盟主となるリューベックであり、都市同盟もこの町を起點として發生する。

87 かくて吾々は第三の課題として、こゝに『都市同盟』としてのハンザ成立の經緯を概説すべき順序

に立到つた。この問題については、詳しくは獨逸都市制度一般の考察から究めらるべきである。何となればそこには政治的・法制的なる諸要素が多分に加味せられ、作用してゐるからである。併し本稿では僅かに、ハンザ成立に直接する場面の略述に止めなければならぬであらう。

漸次衰微に向ふ王權、擡頭する領邦的勢力、その間に伍した獨逸の諸都市は、各々自らの力もて政治・經濟乃至は法制上の自主性を確保して行つた。されば『都市ハンザ』(Städtehanse)それ自體は兎に角、都市同盟一般の歴史は十三世紀の三十年代以降力強く登場する。一二三〇年乃至一二四一年に見るリニーベック・ハンブルグ條約の如きはその顯著な一例であらう。まことに都市ハンザ結成の根基は、一方ではかうした諸都市による個々事態に即應せる連繫の中に、他方では前述十三世紀末漸く達成せられた外地ハンザ乃至は『商人ハンザ』(Kaufmannshanse)の中に藏せられてゐたのであつた。それ故十三世紀より十四世紀にかけての外地仲間の活動は、常に「全體としての商人ハンザ」てふ意識と、各本國都市の市民たる自覺との二重の關係に於て律せられてゐたといへよう。そして十四世紀の五六十年代に至り、北歐各地の通商文書に目立つて増加する「獨逸ハンザの商人」なる語句は、外地仲間のかゝる二重性を強化せる表現として判讀せらるべきである。

都市ハンザ成立の直前たる十四世紀中葉の情勢は、敍上の如く、(一)外地ハンザの發達、(二)本國都市の諸同盟就中リニーベックを中心とするウエンデン諸市の持續的同盟の形成、(三)外地事情に即

してこの兩者を個別的・部分的にも結合せんとする氣運、以上三者の錯綜せる相互關聯が極めて複雑に交叉する或る總括的な場が出来上つたものと觀るべきであらう。併し乍らそこには未だ全體を統合する組織としての同盟が現れてゐない。この問題の解決に決定的な要因を與へ、永き「商人ハンザ」の域を止揚して、「都市ハンザ」なるより高次の段階に進む契機を提供したものは、外ならぬフランデルン殊にブルウジニに於ける折衝であつた。^(二二)

フランデルンへの商業移住は、前に一言せる如く十三世紀初頭より現れ、主としてケルン商人仲間を中心に發達した。然るに十三世紀の中期以來、リユーベック・ハンブルグ兩市の共同戦線はこゝにも進出し來り、獨逸人は「羅馬帝國の商人」として平等の特權を享受することゝなつた。南北兩歐交易の仲介點たる地の利を得たフランデルンの商業は、この頃より急テンポの發展を示し、ブルウジニの町は名實共に「世界市場」たる殷盛に惠まれた。^(二三)ハンザ商人活動の中核も、都市勢力としてはリユーベックに依存したが、商業自體としては寧ろブルウジニに置かれてゐたといふも敢て過言ではない。さればフランデルン在住獨逸人の間には、自ら、(一)リユーベック・ウエンデン・ザックセン仲間、(二)ウエストファリア・プロイセン仲間、(三)ゴトランド・リヴランド・瑞典仲間と呼ぶ三區分(District)が生ずる盛況を示し、各々一定の組織を持つて自主的に行動するに至つた。この區分は同時に、各々北歐商業に於ける三大中心地、リユーベック、ケルン及びウイスビーを根據とする分類であり、

フランデルン仲間は夫々これら三都市と特殊の關係に結合したことを意味する。従つて此處に生じた商權其他に關する一切の事件は、勢ひこの三大中心都市、ひいては北獨逸都市の全般に、何等かの關心となつて波及するであらうことは必至の情勢であつた。

偶々十四世紀の四十年代に至り、フランデルンの領邦的勃興は獨逸商人の地位を脅し、その結果三組仲間の役員 (Aelterleute, Oldermann) 相互の間に不和が醸されるや、三分制の弱體・仲間の不統一が愈々明白に暴露せられる危機に遭遇した。こゝに於て、内は仲間の結束を強化し、外フランデルンに對抗するため、本國都市による更に強力な聯合的支持の必要が痛感せられた。かくて一三五一年、本國諸市は初めて三組仲間に準據する都市會議を開き、夫々使者をフランデルンに派遣して外地の折衝・調停に乗出し、終に一三五六年、爾今以後フランデルンの三組仲間は、各々本國都市同盟の指導と權威下に立つべき旨を規約して、その結末をつけた。

然るにその後僅かに一年半余、一三五八年一月に至り、フランデルンとの抗争はつひに決裂して、對フランデルン商業封鎖の宣言にまで發展した。^(一四)この時に至つて實に最初に吾々は『獨逸ハンザ都市』(Stadt van der Dudeschen henze) なる表現に接する。そしてこの時に於ける三組仲間を一丸とする本國都市の綜合的活動こそ、『都市ハンザ』成立の最初の叫びであつた。商業封鎖の目的は直接にはフランデルンに對するものであつたが、その細則に規定された影響範圍は、英蘭・スコットランド・

諸威等北海沿岸の全面に及び、西方カレーの港に達してゐた。のみならずその効果を有効ならしめんとする同盟諸都市の努力は、北海・バルチック海を含む所謂外地ハンザ全體への統制の意欲となつて表れた。想へば一三五八年の決議こそは、「獨逸ハンザ商人の全體」に代つて、「獨逸ハンザ都市の全體」が登場する紀念すべき宣言であり、『獨逸ハンザ』が都市同盟として、その本來の光輝ある歴史を繰りひろげる最初の頁であつたわけである。そしてこれより五十年、十四世紀後半の歴史は、内にあつては同盟都市の増大を計り、外地にあつてはロンドン・ブルウジユ・ベルゲン・ノヴゴロド等々商人ハンザの諸團體を、等しく本國都市同盟に結合包攝し、同盟を高次の背景とした所謂外地商館制度 (Konlor) の確立に邁進する時代に當る。従つてその経過は本稿當面の問題ではなく、別の機會に譲らなければならぬ。

(六) 第二・第三の兩期を一二三〇年代を以て分つたわけは、特にリューベック市勢力の積極的進出を考慮したからである。詳しくは、拙稿「獨逸ハンザ都市リューベックの成立について」(東京商大年報『經濟學研究』第四號所收) 參照。

(七) D. Schäfer: Die Hanse, in Monographien z. Weltgeschichte, Leipzig u. Bielefeld 1902; Derselbe: Die Hansestädte u. König, Waldemar v. Dänemark, Jena 1879, S. 31—35; W. Vogel: Geschichte der deutschen Seeschifffahrt, Bd. I, Berlin 1915, S. 86 f., 149 ff. 等を參照。

(八) Hansisches Urkundenbuch, Bd. I, Nr. 2, 13, 14, 15, 40; A. Bugge: Kleine Beiträge zur ältesten Geschichte der deutschen Handelsniederlassungen im Auslande. (Vjschr. f. Soz. u. WG. Bd. VI, 1908) S. 201 f.; W. Buch: Der

ハンザ同盟の成立

deutsche Kaufmann in Nowgorod bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts, Diss. Berlin 1891, S. 11 f. 參照。尙亦、外地の通商が、本國既存の商人ギルドを主體とした例として注目すべきは、十二世紀前半に見る都市 Soest の Schleswiker-Gild Medebach の丁林及び露西亜行商人仲間等の存在である。

- (七) J. M. Jappenberg: Urkundliche Geschichte des hausischen Stadhofes zu London, Hamburg 1851, Abt. I; D. Schäfer: Hausstädte u. Kr. Waldemar, S. 31—68; W. Schlüter: Zur Geschichte der Deutschen auf Gotland. (Hans. Gbl. Jg. 1909, S. 455—473); F. Rörig: Stadt und Ostsee im Mittelalter. ("Jomsburg" 1937, S. 2—10); A. Bugge: Kleine Beiträge, S. 191 ff., 等參照。
- (一〇) "Consules et commune civitatis Wyszlicensis tann Teothonicorum quam Guttensium." (Schlüter: a. a. O. S. 471)
- (一一) 所謂「ハンニャ商業團」成立の商業史的考察については、前掲拙稿「中世北歐商業の展開」第四節參照。
- (一二) W. Stein: Zur Entstehung und Bedeutung der Deutschen Hanse (Hans. Gbl. Jg. 1911, S. 265—363); A. Kriesslach: Zur Frage der Entstehung der Städtehanse (HZ. Bd. 105, 1910, S. 473—495); D. Schäfer: a. a. O. S. 68 ff.; K. Koppmann: Die Anfänge der Hanse (Einleitung v. Hanserecesse, Bd. I, XXV—XXXVIII); E. Daenell: a. a. O. Bd. I. 等參照。
- (一三) R. Häpke: Brügges Entwicklung zum mittelalterlichen Weltmarkt, Berlin 1908. 參照。
- (一四) 一三五一年乃至一三五六年、及び一三五八年の對ノランデルン折衝については、Hanserecesse, Bd. I, Leipzig 1870, Nr. 161, 199, 200, 212 等參照。

三

以上は獨逸ハンザ成立の過程を、主として問題本位に描き出した極めて粗雑なる概観である。外地

ギルドの發生とギルド制一般起源との考證、外地仲間の具體的組織、本國都市とギルドとの關係、都市相互乃至は都市對領邦の政治的折衝の經過、所謂ハンザ商權の實質的内容等々の諸問題に至つては殆んど觸れ得なかつたのであるが、少くとも仲間を構成しゆくプロセスについては、一應自分乍らに主要問題の骨子を敘述し得たと考へる。

然らば果してこの全過程をつらぬく團體形成の原理、乃至は特質は何であつたらうか。結論をさきに述べるならば、吾々はそれを團體構成の複元主義フルタリスムス又は分立主義バルディエリスムスなる語で名づけたい。併しこれらの言葉は決して單なる多元主義といふ意味ではなく、そこに固有の制約を附加しなければならぬ。即ちそれはいはゞ段階的段階的に一元を仰ぎ見んとする多元であり、また段階的段階的に綜合を意欲する分立である。個體が多數集合して團體を作り、團體が多數合併してより、大なる團體を作る時、構成メンバーは次の團體を通じてのみ最もよく自らを活し得ると考へ、従つて各々より高次な團體の權威を認めんとする傾向が強いと同時に、他方少くとも次の團體との關係に於ては、最後まで個の主張を忘却しないといふ關係である。これを前節に見た過程に即して具體的にいへば、『獨逸ハンザ』は(一)商人商人||ギルド||總仲間、(二)商人||都市||都市同盟てふ團體構成の二系列の綜合として、把握せらるべきものであらう。そしてこの場合、個々商人は商人仲間の權威に服し乍らしかも自らを主張する主體であり、商人ギルドは外地總仲間の指導下に立ち乍らしかも自らを消滅せしめず、却つて本國都市との關聯を結

んで二重の權威を仰ぎ、また個々都市は都市同盟の包攝下にあり乍ら、脱退加盟の自由を保留した。換言すればより、高次の團體は、常に自主的な多數主體の總意の結晶として表はれ、殊にそれが通商といふ行爲自體を直接の目的となしたが故に、地域的なものに束縛せらるゝ傾向少く、團體は弾力性に富む意志的な色彩が強かつた。さればそれは、いはゞ「形なき組織」であり、常に行爲そのもの間から自ら臨機適確に浮び上るともいふべき「協同的行動體」の形を示し、組織・規約の固定化は殆んど見られず、生成過程を通じてフレキシユな空氣に満たされてゐた。

尤もかくいへばとて、吾々はそれが商業利益の追及・商權の擁護のみを目的とする一時的な利益團體であつたといふのでは決してない。否寧ろその間に蠢めくイラチャナルな民族的特性を最も強く感受するものである。移住の當初から變りなく律動するかの「より、高き團體の結成へ!!」といふ旺盛なゲノッセンシャフト的感情、國民的基調に彩られた外地での結束、行動精神としては極めて現實的な全體意識等々の史實の存在を誰が否定し得るであらうか。そしてハンザが獨逸全土を包括するまでに至らず、北歐商業圏を對象とする北獨逸諸市の同盟に終つたことは、新しき意味での『國民國家』出現までに未だ程遠い中世紀の現象であつたことを想へば、誰しもが首肯し得るところであり、のみならず、その規模の廣大に一驚して、この民族的事業の偉大さを認めなければならぬであらう。

かくて吾々は最後に、敍上の團體構成の一端を窺ふべき、より適切なる一二の事實を例證して、本

稿全體の參考乃至は貧しき Exkurs とした。

その一つは、ロンドン仲間合併の経緯である。從來史料の不足より殆んど不詳とされてゐた「ケルン・ハンザより獨逸ハンザへ」の發展過程が、英國側史料の探索によつて、近時比較的明かなる解明が齎^(二五)らされた。それによれば、ケルン・ハンザは十三世紀後半獨逸ハンザに綜合せられたといふものゝ、それは決して融合解消してしまつたといふのではなく、十四世紀否十五世紀中葉に至るも尙ほケルン・ハンザと獨逸ハンザ、従つてまた *Stadthof* と *Deutsche Gildhalle* とは、或る意味では、別個の取扱ひを受けて存続したといふことが立證せられたわけである。このことは要するにケルン・ハンザは、『獨逸ハンザ』といふ大きな團結のメンバーとして加入し乍ら、しかも或る特定の折衝に際しては、昔乍らの個體として、自主的に行動する場を持つてゐたことを、雄辯に物語るものといふべきであらう。

その二は、都市同盟結成の初期に見る都市連繫の動向である。いま一二五六年より一三五六年に至る百年間に行はれた都市協商乃至會議開催地を見るに、^(二六)總數四十二回の中、ウイスマール五、ロストック七、リニューベック一、シュトラールズンド五、グライフスワルド一、不詳一三といふ數字を示してゐる。またそこに集合した都市數は、各會議によつて極めて不定であり、開催都市が招請狀を發するや、各都市は多くの場合、それが如何に小都市であつても、各々自己の責任に於て提唱議案に對

する獨自的宣言をなし、列席協議の諾否を明かにするのであつた。都市同盟がかゝる性格のものとして發達したが故に、一三五八年都市ハンザの成立以降、會議は多くリューベックに開かれたが、併しそれとても決して固定した制度となつたわけではなく、實際上の勢力が然らしめたものであつた。況んや參加都市の數に至つては、其後と雖も常に時宜に應じて千變萬化の様相を表はしてゐる。

以上二つは、ハンザ構成の中に見られる分立的・複元的な諸關係に對する傍證であるが、次に吾々は「全體」のまとまりを、何らかの形で表現しようとした努力の跡を一つ擧げてみよう。

それは前節の冒頭に掲げた『ハンザの都市は七十七』てふ有名な俗諺に示された意欲である。この言葉は通常極めて後世の成立と考へられてゐたが、偶々伯林王立文書館所藏古文書斷簡の發見によつて、それは既に十四世紀の後半、一般に行はれてゐたものなることが立證せられた。^{二七}斷簡即ち、リューベック修道院主ヨハンなる者が、教皇ウルバン六世（一三七八—一三八九）選出に關してなした請願書筆寫本斷片の中に、明かに “*civitas Lubicensis……est capud et principalis civitas septuaginta septem magnarum civitatum,……*” なる一句が存在する。ハンザ都市を七十七とする數へ方は、十四世紀の史料に關する限りこれほど活々とした第一史料はなく、またハンザ會議（Hansetage）に參加した都市の實數を七十七と見るべき證據も全然存しない。抑々ハンザ自體、かゝる總數を確定し得る如き團體でなかつたことは、既に前述したところによつて明かである。従つてこの數字は、加盟都市

の「數へ切れぬほどの大や」(die ungezählte Menge)を意味したに過ぎぬことはいふまでもないが、併しそれと同時に吾々は、その中に同盟全體を“anschaulich”に把握せんとする努力の秘められていたことを、看過すべきではなからう。

かくの如く、分立化・複元化への強き意欲を内に藏しながら、しかも全體統一への歎み難き憧憬を捨て得なかつた生成過程の獨逸ハンザは、大局より觀れば獨逸文化史上の單なる一齣に過ぎぬ小さき現象とはいへ、吾々はそこから彼の民族がつとめた商業活動に見る民族性の表現ともいふべき興味ある特質の一端を汲みとることが出来る。一見矛盾せる如き原理の對立は、彼等の眞摯な行爲乃至は活動を通じていみじくも解決せられ、のみならずその時にこそ、彼等の眞面目が發揮せられるといふ構造であつた。ゲルマーネンの昔より今日に至るまで、光輝ある獨逸民族の歴史が、その民族的緊張に際し、時宜に應じて多種多様ではあるが、かうした結成の原理を最大限にまで自在に活用した事例は、あらゆる文化的・社會的領野に於て屢々吾々の逢着するところである。

これを要するに、獨逸ハンザはその本質に於て、まさに活動體そのものであつた。従つてそれが規約・罰則・裁判等々煩瑣な規則を通じて自らの組織を固定しはじめた時、即ち十五世紀の前半は、一面からいへばハンザが四隣にその權勢と規模の廣大を誇り得た黄金時代であつたが、同時にまたこの傾向はハンザの衰微をつける前兆でもあつた。積極的雄飛に方向づけられた從來の活動は、漸次既得

權の擁護といふ消極的なものに變じ、加ふるに領邦和蘭の擡頭、英蘭の進出はやがてハンザ商業の獨占性を浸蝕し始め^(一五)。そしてそこから吾々は、中世より近世への橋渡しを擔當したこの同盟が、歐洲經濟史わけても商業政策史上に占めた歴史的役割の特殊性を彷彿としつ描き出すことが出來よう。

(一五) M. Weinbaum: *Stahlhof und deutsche Gildhalle zu London.* (Hans. Gbll. Jg. 1928, S. 43—65)

(一六) *Hanserecesse (Die Recesse und andere Akten der Hansestage)* 第一卷と據る。

(一七) K. Koppmann: *Seven und Seventich Hensen.* (Hans. Gbll. Jg. 1882, S. 105—110)

(一八) 近世初頭につながるこの問題は、歐洲經濟史上最も興味ある課題の一つである。かうしたハンザ解體の前兆を取扱つた最もすぐれた邦文文献として吾々は、高村象平氏の勞作「和蘭商業資本のバルト海進出に就いて」(『三田學會雜誌』第三十一卷第十二號所收)を擧げることが出来る。

(昭和十三年三月二十七日)